

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」に基づく事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）の対象となっている者（以下「小児慢性特定疾患児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、広陵町とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾患児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。）とする。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づく申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書（様式第2号）を作成するものとする。

（給付の決定）

第5条 町長は、内容を審査のうえ、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 町長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（様式第4号）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（様式第5号）をそれぞれ申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第6条 町長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作若しくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 町長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決定するものとする。

（費用の負担及び支払）

第7条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により扶養義務者が負担する額の基準は、平成17

年 2 月 2 1 日 雇 児 発 第 0 2 2 1 0 0 2 号 厚 生 労 働 省 雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 長 通 知 「 小 児 慢 性 特 定 疾 患 児 日 常 生 活 用 具 給 付 事 業 の 実 施 に つ い て 」 の 別 添 「 小 児 慢 性 特 定 疾 患 児 日 常 生 活 用 具 給 付 事 業 実 施 要 綱 」 に 定 め る 額 と す る 。

- 3 扶養義務者は、用具を納付する業者の対し、給付券を添えて、前項の規定により負担することとされている金額を支払うものとする。
- 4 町長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項の規定により扶養義務者が直接業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。
- 5 前項の規定による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第 8 条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第 9 条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（様式第 6 号）を整備しておくものとする。

(国の財政措置)

第 1 0 条 当該事業は、国が別に定める補助事業として実施するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。